

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info>

Email info@o-machikou.info

謹賀新年



酒田市 山居倉庫(明治26年 旧藩主 酒井家が建築 土蔵造りの巨大な三角2重屋根が12棟並ぶ)

新年にあたり



大町溝土地改良区
理事長 齋藤 隆



平成二十二年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成二十一年の五月には高気圧に覆われ晴れる日が多く、気温もかなり高めに推移し、東北部の梅雨入りは平年より早く六月十日頃であったが晴れる日が多く、高温多照で経過し、九月に入ると平均気温は低かったものの晴れる日が多く、これに対する一連の水利の配分には各集落のご協力を得ながら、万全の体制で乗り越えることが出来ました。

平成二十二年の新春を迎え、組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

「農地・水・環境保全向上対策」の事業も三年目を迎えました。農地や用排水路、道路といった資源、施設は不可欠な生産基盤であり、また多面的機能を持つており生活環境の保全のために、当土地改良区としては土地改良施設の維持管理を踏まえ、当事業へも積極的に参加をしております。

平成十三年度から着工された、国営最上川下流沿岸農業水利事業は、最上川下流事業の二期工事として、左岸、右岸地区で総事業費一五〇億円をもつて、十九年の計画で施工されております。当管内

においては、最上川下流右岸土地改良区連合を中心に事業を進めており、これまで平田揚揚水機場、草薙頭首工、導水トンネルの改修、前川第二幹線の新設工事が完了し、今年度から右岸幹線用水路の改修、一連の集中管理施設である「右岸中央管理所」の工事が、大町溝土地改良区事務所の敷地内に建設中であり、この事業が今後の維持管理等の節減のためにも当初計画通りに、早期に完成されるよう強く要望し進めてまいりたいと思っております。

新年度から、戸別所得補償制度モデル事業と水田活用自給力向上事業が実施されます。このことには我々生産現場で大きく期待しながらも、不安や懸念も広がっているようです。この二つの事業は今後注目していかなければなりません。

本年も穏やかで稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけまして
おめでとうございます

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 鈴木敏夫

会計係理事 伊藤 幹雄

理事 佐藤 清人

同 佐藤 良

同 平向 徳正

同 前田 茂

同 佐藤 孝喜

同 須田 正弘

総括監事 齋藤 久太郎

監事 寒河江 繁

同 木村 隆

外職員一同

着任に当たって

東北農政局

最上川下流沿岸農業水利事業所



所長 及川 和彦



新年あけましておめでとございます。

大町溝土地改良区の組合員の皆様には、日ごろから農業農村整備事業の推進に当たり、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。私は昨年十一月から前任の浅田所長の後任として後を引き継ぎました。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらに参りまして、とにかく庄内平野は平らで広いと感じています。私の前任地は佐賀県内の国営事業所ですが、佐賀平野も面積としては日本有数の広い地域ですが、庄内平野の見通しの良さは比



中央管理所右岸建築工事の状況（砂越地内）

較になりません。晴れた日に鳥海山を望む景色は素晴らしいと思います。春になって、代掻きの終わった水田に水が張られ、一面が鏡のよ



右岸幹線分水工改良工事の状況（櫛橋地内）

うになった様や夏になって青々と稲が生い茂る様はさぞ壮観であろうと楽しみにいたします。

さて、本地区の事業は皆様をはじめ、関係者のご協力の下順調に進捗してまいりまして、いよいよ平成二十二年度をもって予定通り完了となります。平成二十一年度の右岸地区の工事は、櫛橋地区から生石地区の右岸幹線水路の改修工事、中央管理所の建築工事及び用水管理施設の製作・据付工事を行っています。これらの工事においては、二十二年度に工事が若干残りますが、引き続き工事の安全かつ円滑な推進を図るとも



右岸幹線水路改修工事の状況（生石地内）

に、整備された施設の維持管理体制の確立に努めてまいりたいと考えております。また、完了に伴う各種事務手続き等も進める必要がありますので、関係機関の皆様と十分に協議し計画的に対応してまいります。無事に完了を迎えたいと考えています。

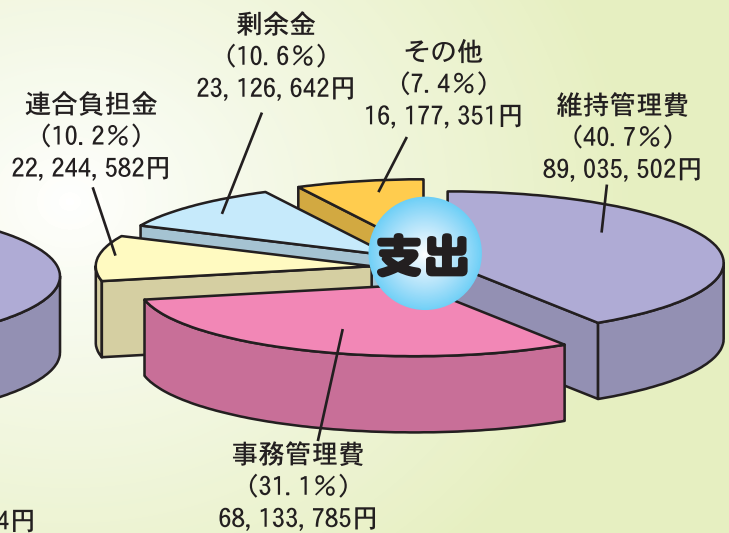
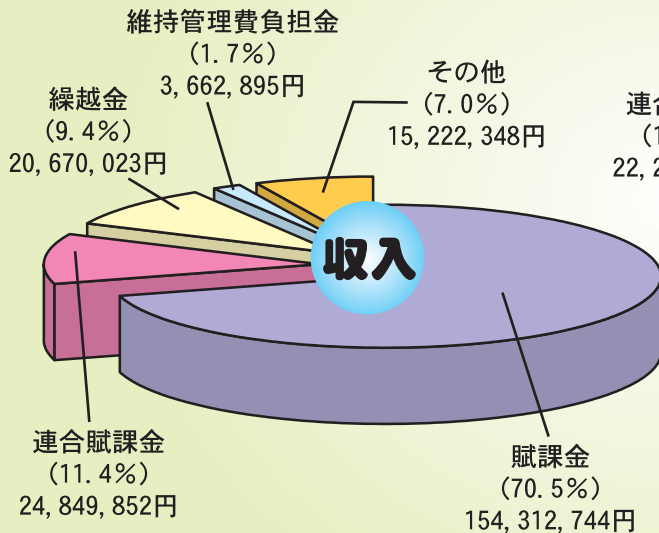
本年も皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますとともに、平成二十二年が災害のないよい年でありますように、そして組合員の皆様にとりまして実り多い年となりますように心からご祈念申し上げます。年頭と新任のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区 平成20年度決算状況

☆一般会計

収入	218,717,862円
支出	195,591,220円
差引額	23,126,642円

平成21年度に繰越す



☆特別会計

単位(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
県営土地改良事業	350,479,754	343,453,500	7,026,254	平成21年度に繰越す
団体営土地改良事業	57,384,179	55,251,394	2,132,785	平成21年度に繰越す
担い手育成支援事業	21,019,741	20,998,263	21,478	平成21年度に繰越す
役員退任慰労金	2,749,228	0	2,749,228	平成21年度 役員退任慰労金積立金特別会計に繰越す
水源涵養林	23,203,275	6,480	23,196,795	平成21年度 土地改良事業積立金特別会計に繰入れ
事務所等維持管理	6,260,622	3,784,830	2,475,792	平成21年度 準備基金積立金特別会計に繰入れ
決 済 金	127,365,814	8,038,652	119,327,162	平成21年度 地区除外決済金積立金特別会計に繰越す
土地改良事業積立金	166,419,328	3,606,595	162,812,733	平成21年度に繰越す
顕 彰 金	3,349,861	1,104,380	2,245,481	平成21年度 準備基金積立金特別会計に繰入れ
自動車償却及び購入基金積立金	3,466,023	0	3,466,023	平成21年度 準備基金積立金特別会計に繰入れ
職員退職給与金	61,485,547	0	61,485,547	平成21年度 職員退職給与金積立金特別会計に繰越す



平成21年度第1回臨時総代会



議長 菅原則雄 総代

去る平成21年8月25日、当土地改良区事務所会議室において、総代42名のうち36名の出席の上、菅原則雄総代の議長により、平成20年度一般会計及び特別会計収入支出決算並びに財産目録の承認、平成21年度補正予算を含む全11議案が全員賛成で可決決定されました。

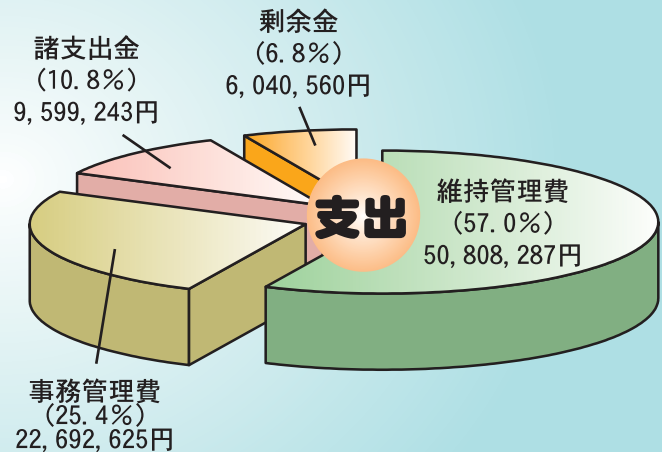
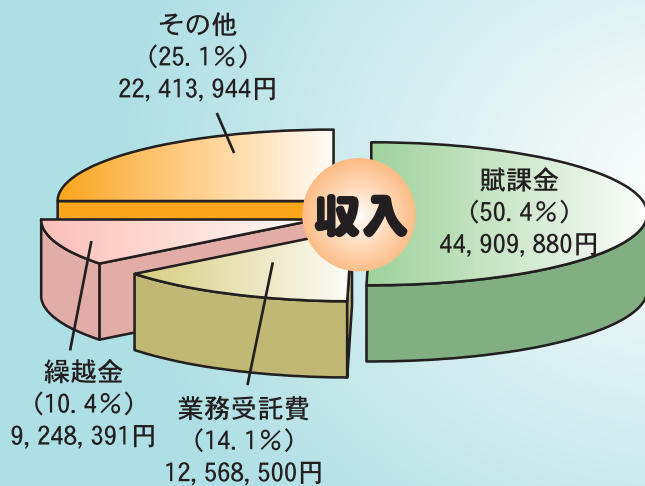
平成21年度第1回臨時総代会

最上川下流右岸土地改良区連合 平成20年度決算状況

☆一般会計

収入 89,140,715円
支出 83,100,155円
差引額 6,040,560円

平成21年度に繰越す



☆特別会計

単位(円)

特別会計名	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
自動車償却及び購入基金	1,671,394	0	1,671,394	平成21年度に繰越す
職員退職給与金	29,985,310	18,829,787	11,155,523	平成21年度に繰越す
役員退任慰労金	2,325,711	1,707,222	618,489	平成21年度に繰越す
褒賞金	844,606	727,700	116,906	平成21年度に繰越す
事務所整備資金	641,218	291,795	349,423	平成21年度に繰越す
財政調整資金	65,017,816	21,000,000	44,017,816	平成21年度に繰越す

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区分	土地(宅地)	土地(山林等)	建物
面積	6,553.04㎡	18,009.00㎡	469.87㎡

☆最上川下流右岸土地改良区連合所属土地改良区の現状

項目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合計
地区総面積	2,922.4ha	5,608.8ha	8,531.2ha
内 連合関係面積	2,798.6ha	3,459.5ha	6,258.1ha
組合員数	1,509人	3,330人	4,839人
内 連合関係組合員数	1,446人	1,705人	3,151人

平成21年度 視察・研修・校外活動等のようす

●コミュニティ活動・農地・水・環境保全活動 (2009/7/25)
「水の旅」 (郡鏡・山谷コミセン・郡鏡地域保全会)



水に住む生き物の学習



魚のつかみ取り 「大物とれたよ！」

●コミュニティ活動・農地・水・環境保全活動 (2009/5/30)
地見っ子研修会 (南部コミセン・南部地域環境保全会)



大町溝土地改良区と資料館の視察



●農業体験学習 (2009/5/19 田植え 及び 10/16 稲刈り)
酒田市立松山小学校5年



一株ずつ大切に植え付け



みんなで手稲刈り体験

●視察 (2009/6/28) 酒田市立田沢小学校 4年 PTA 親子研修会



草薙頭首工の視察

●視察 (2009/12/12) 遊摺部自治会 役員研修



大町溝土地改良区資料館の視察

その他多くの団体より視察研修いただきました。掲載の写真については、大町溝土地改良区ホームページよりご覧いただけます。URL:<http://www.o-machikou.info/>
※学校やコミセン及び自治会研修活動の場として活用下さい。

★問い合わせ 大町溝土地改良区 総務課 庶務係 久松まで ☎52-2350

役員研修の報告

(2009/6/24~26)

揚水機の製造工場視察と9土地改良区の統括した組織について研修

研修先 (株)西島製作所(大阪府)・紀の川土地改良区連合(和歌山県)・二津野ダム(奈良県)



平田揚揚水機の製造先の工場 視察



一級河川「紀の川」岩出頭首工 視察

＝農地の移動・転用は忘れずに届出下さい＝

◎ 大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年2月末日現在で決定しております。平成22年度の賦課面積異動も今年の**2月26日(金)まで**となっており、農地の権利等に移動があったときは組合員自ら土地改良区に届出していただくことになっております。農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。心当たりの方は、忘れずに届出下さい。また、届出に必要な下記書類を持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、農業委員会や農協・共済組合の手続きだけでは大町溝の面積は変わりませんので「必ず届出」をお願いします。

各様式は大町溝土地改良区のホームページ (<http://o-machikou.info/>) よりダウンロードできます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 総務課 財務係 水落・小松まで

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借) 農業経営者変更賃貸借	
<ul style="list-style-type: none"> ・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは <ul style="list-style-type: none"> ・土地登記簿謄本 (法務局より) <ul style="list-style-type: none"> ・土地権利書 ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書(農業委員会より) 上記のいずれかの書類の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> ・新資格者の印鑑 ・土地登記簿謄本 (法務局より) <ul style="list-style-type: none"> ・土地権利書 上記のいずれかの書類の写しを添付 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡年月日を明記 ・現資格者の印は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条許可書 (農業委員会より) ・農用地利用集積計画書の許可書 (農業委員会より) 上記のいずれかの書類の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> ・新現資格者双方の印鑑 ・農業委員会長の確認印 もしくは <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第20条の確認通知(合意解約)の写し添付 (農業委員会より)

※各種手続きの際に、賦課金引落とし口座の確認可能な書面を持参下さい。

その他

- ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。
- ・賦課金引落とし口座の変更の場合は、賦課金引落とし口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。

☆農地を転用(農地転用等の通知)する場合の手続き

公共事業による農地の買収の場合があった時は、大町溝土地改良区財務係までご一報下さい。(☎52-2350)

手続き原因 項目 必要書類	農地法第4条転用 (自己所有地を地目変更)	農地法第5条転用 (所有権の移転を伴う地目変更)	公共事業買収に伴う転用
通知書への記載事項	転用組合員名・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員名(現在の組合員)・印鑑 転用関係者名(新たな取得予定者)・印鑑 地区総代の署名・捺印	転用組合員からの申し出
位置図	○	○	
公図(写し)	○	○	丈量図
登記簿謄本	○	○	地積計算書
その他			事業概要書
	↓ 決済金を納入後、意見書の交付を受け、地区除外となる。 ↓ 意見書を農業委員会に提出し転用の手続きを取る。		決済金を納入後、地区除外となる。

大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

◎使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔設置	公衆電器通信法施行令(昭和28年政令132号)掲示に掲げる単価及び額	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm~100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)

◎浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化槽	し尿浄化槽	一般家庭 1ヶ所	2,000円
		50人槽まで 1人あたり	400円
	会社、工場、病院、その他	50人~100人槽まで 1人あたり	350円
		100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 TEL0234-52-2350 管理係 住石・阿部まで

会計課よりのお知らせ

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれております。また、ほ場整備事業等の償還金は債務返済のための資金であります。

昨今の厳しい農業情勢の中で未収金が増える傾向となっており、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

土地改良区としましては未納者へ個別対応を行わせていただいておりますが、農地の処分を希望する方もおられ、農地を取得していただける方を、農業委員会等のご協力をいただきながら探しております。

組合員の皆様には今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農地の拡大を考えておられる方は、大町溝土地改良区 ☎52-2350 会計課 長谷部・能登山まで連絡願います。

平成21年 大町溝土地改良区賦課金 是認額一覽表

重 要

科 目	工 区 等	10a 当り賦課金 (円)	是認割合	是認額 (円)
一般会計		6,130	100.0 %	6,130
県営特別会計	飛鳥地区排水対策	2,080	100.0 %	2,080
	内郷地区	13,545	75.1 %	10,167
	山元地区	9,665	100.0 %	9,665
	中平田東地区	10,000	100.0 %	10,000
	同 (H19繰上償還分)	4,816	100.0 %	4,816
	南平田地区	12,015	83.3 %	10,000
	同 (H17繰上償還分)	6,670	100.0 %	6,670
	西平田地区	田 13,570	75.9 %	10,295
	同	畑 8,140	100.0 %	8,140
	同 (H19繰上償還分)	田 9,672	100.0 %	9,672
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,803	100.0 %	5,803
	中平田南地区	田 12,590	86.7 %	10,904
	同	畑 7,550	100.0 %	7,550
	同 (H19繰上償還分)	田 9,060	100.0 %	9,060
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,436	100.0 %	5,436
	大正溝地区	14,905	81.6 %	12,160
	砂越地区	田 12,725	78.6 %	10,000
	同	畑 7,640	100.0 %	7,640
	同 (茨野新田 H10繰上償還分)	9,135	100.0 %	9,135
	同 (H12繰上償還分)	田 8,846	100.0 %	8,846
	同 (H12繰上償還分)	畑 5,307	100.0 %	5,307
	同 (H19繰上償還分)	田 9,514	100.0 %	9,514
	同 (H19繰上償還分)	畑 5,709	100.0 %	5,709
中平田西地区	10,240	97.7 %	10,000	
同 (H14繰上償還分)	7,553	100.0 %	7,553	
飛鳥砂越地区	7,140	100.0 %	7,140	
檜橋地区 (H9繰上償還分)	5,224	100.0 %	5,224	
団体営特別会計	南田沢第二地区	540	100.0 %	540
	上郷溝地区	9,000	100.0 %	9,000
	石名坂地区	8,085	100.0 %	8,085
	飛鳥地区	10,865	92.1 %	10,000
	山寺地区	15,850	63.1 %	10,000

是認額一覽表は確定申告時に必要となります。

各地区是認額についての注意事項

- ・ 10a 当たりの賦課金が10,000円未満の地区は全額
 - ・ 10a 当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円
- ※詳しい内容のお問い合わせは、大町溝土地改良区総務課財務係までお願いします。

☆是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費としてみとめられる性質のものではありません。
一定の是認(ぜにん)割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

☆是認割合の算定

”ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の永久資産ととらえ、農業経費としては認められない。”
という税務上の判断から、工事費の中からその永久資産経費を除き、工事費に対する繰延資産取得率(事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合)をほ場整備実施地区毎に算定し、計算した金額が是認額となっております。

☆是認額の計算式

(賦課額より維持管理費を除いた額 × 繰延資産取得率 (注1)) + 維持管理費 (注2) = 地区是認額

$$\frac{\text{地区是認額}}{\text{繰延資産取得率}} \div \text{地区面積} = 10a \text{ 当たり是認額}$$

$$C + C' / A = C / D$$

事業費(取得費)の内訳			
B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償費 換地費	用排水路工 道路工 暗渠排水工 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

注1・・・繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。
注2・・・維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。

大町溝土地改良区のホームページ <http://o-machikou.info/> に掲載されておますので活用ください。

※問い合わせ先：大町溝土地改良区 総務課 財務係 水落まで ☎52-2350

税務署からの
お知らせ



さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

確定申告は便利なe-Taxで

- 国税庁ホームページから電子申告
- 最高 5,000円の税額控除 (H19年分からH22年分の間でいずれか1回)
- 添付書類の提出省略
- 還付申告がスピーディー

詳しくは、e-Taxホームページで⇒ www.e-tax.nta.go.jp 税務署

財務状況のあらまし

☆長期借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
南田沢第二地区かんがい排水事業	524	H26	西平田地区ほ場整備事業	283,425	H25
飛鳥地区排水対策特別事業	3,196	H24	中平田南地区ほ場整備事業	251,381	H32
飛鳥地区区画整理事業	19,484	H25	大正溝地区ほ場整備事業	187,266	H33
山寺地区区画整理事業	68,254	H28	砂越地区ほ場整備事業	180,479	H35
内郷地区ほ場整備事業	106,749	H23	中平田西地区ほ場整備事業	101,790	H31
南平田地区ほ場整備事業	14,631	H22	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	12,337	H25
			合 計	1,229,516	

☆平準化事業資金借入金の状況

※年度当初の借入実績であり、償還計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還終了年度
上郷溝地区区画整理事業	56,030	H28	中平田東地区ほ場整備事業	78,200	H28
石名坂地区区画整理事業	14,330	H28	南平田地区ほ場整備事業	86,570	H30
飛鳥地区区画整理事業	36,060	H30	西平田地区ほ場整備事業	125,210	H30
山寺地区区画整理事業	44,470	H30	中平田南地区ほ場整備事業	15,500	H30
内郷地区ほ場整備事業	186,300	H30	大正溝地区ほ場整備事業	4,720	H30
山元地区ほ場整備事業	119,890	H30	合 計	767,280	

☆区有財産の状況

◎土地(宅地) 7,790.07㎡ 	◎山林(山林等) 402,838.24㎡ 	◎建物(面積) 1,015.23㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,423,500円
--------------------------	-----------------------------	--------------------------	----------------	----------------------	----------------------------